

平成21年1月22日

平成21年第1回鳥取県西部広域
行政管理組合議会臨時会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成 21 年 第 1 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 臨 時 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 21 年 1 月 22 日 午後 2 時 00 分開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 特別委員会委員の選任

第 4 議案第 15 号 平成 19 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計及び鳥取  
県西部ふるさと振興事業特別会計の決算について

第 5 議案第 1 号 平成 20 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の第 3 回  
補正予算の認定について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 5

~~~~~

出 席 者 ( 15 人 )

|      |         |      |           |      |         |
|------|---------|------|-----------|------|---------|
| 1 番  | 吉 岡 知 己 | 2 番  | 渡 辺 照 夫   | 3 番  | 中 村 昌 哲 |
| 4 番  | 森 雅 幹   | 5 番  | 松 井 義 夫   | 6 番  | 岡 村 英 治 |
| 7 番  | 中 本 実 夫 | 8 番  | 渡 辺 明 彦   | 10 番 | 橋 井 満 義 |
| 11 番 | 鹿 島 功   | 12 番 | 石 上 良 夫   | 13 番 | 西 郷 一 義 |
| 14 番 | 福 原 實   | 15 番 | 佐 々 木 秀 明 | 16 番 | 池 田 成 弘 |

~~~~~

欠 席 者 (1 人)

~~~~~

説明のため出席した者

|                      |       |       |            |       |      |
|----------------------|-------|-------|------------|-------|------|
| 管理者                  | 米子市長  | 野坂康夫  | 副管理者       | 境港市長  | 中村勝治 |
| 副管理者                 | 日吉津村長 | 石 操   | 〃          | 大山町長  | 山口隆之 |
| 〃                    | 南部町長  | 坂本昭文  | 〃          | 伯耆町長  | 住田圭成 |
| 〃                    | 日南町長  | 矢田治美  | 〃          | 日野町長  | 景山享弘 |
| 〃                    | 江府町長  | 竹内敏朗  | 〃          | 米子副市長 | 角 博明 |
| 教育長                  |       | 足立 操  | 事務局長       |       | 内田俊男 |
| 消防局長                 |       | 浦木 昇  | 消防局次長兼総務課長 |       | 船越 操 |
| 事務局次長兼総務課長           |       | 足立 信二 | 事務局次長兼施設課長 |       | 村瀬 豊 |
| 事務局次長兼<br>広域ごみ処理計画課長 |       | 谷上道夫  | 環境資源課長     |       | 伊澤壽高 |
| 事務局総務課<br>入札財政係長     |       | 神庭千秋  |            |       |      |

~~~~~

事務局の職員

事務局総務課庶務係長
(議会事務担当) 片岡忠紀

~~~~~

午後 1 時 57 分 開会

○議長 (中村昌哲) 皆さん、あの、遅くなりましたけど、あけましておめでとうございます。これより、平成 21 年第 1 回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（中村昌哲） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

米村議員から都合により本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めたものの職氏名は、お手元の報告書により、ご了解願います。

次に、監査委員から報告のありました、例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますのでご了承願います。次に本臨時会の会期は、組合議会会議規則第四条の規定により、本日一日となっておりますので、ご了承願います。なお、本日の会議日程はお手元に配布しております、日程書のとおり行いたいと思っております。この際、新しく本組合議会議員となられました南部町議会選出、石上良夫議員をご紹介します。

○12 番（石上良夫） 石上と申します。えー、あの、しっかりと勉強して環境、ごみ処理、えー、皆さんで、あの、住民の理解が得られるようがんばっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

（拍手多数）

~~~~~

## 第 1 議席の指定

○議長（中村昌哲） それでは、日程第 1、議席の指定を行います。

先ほど、ご紹介申し上げました石上議員の議席は、組合議会会議規則第 3 条 1 項の規定により、12 番に指定いたします。

~~~~~

第 2 会議録署名議員の指名

○議長（中村昌哲） それでは、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 3 6 条の規定により、2 番、渡辺照夫議員及び 8 番、渡辺明彦議員を指名いたします。

~~~~~

## 第 3 特別委員会委員の選任

○議長（中村昌哲） 次に、日程第 3、特別委員会委員の選任を行います。

現在、ごみ焼却施設建設等調査特別委員会委員が一人の欠員となっております。おはかりいたします。

欠員になっております、ごみ焼却施設建設等調査特別委員会委員については、委員会条例第2条の規定により、12番石上議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**（中村昌哲） ご異議なしと認めます。よってただ今、指名いたしました石上議員をごみ焼却施設建設等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、ごみ焼却施設建設等調査特別委員会副委員長の互選のため暫時休憩いたします。再開は委員会終了後といたします。

（休憩開始午後2時02分）

暫時休憩

（会議再開午後2時07分）

**○議長**（中村昌哲） 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、ご報告をいたします。先ほど休憩中に開催された、ごみ焼却施設建設等調査特別委員会において、副委員長の互選が行われた結果、石上議員が副委員長に決定した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

~~~~~

第4 議案第15号

○議長（中村昌哲） 次に、日程第4、議案第15号を議題といたします。これより、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。1番吉岡議員。

○1番（吉岡知己） 議長。

○議長（中村昌哲） 吉岡議員。

○1番（吉岡知己）（登壇） 決算審査特別委員会の審査経過の概要につきましてご報告申し上げます。本委員会において、審査してまいりました案件は、去る平成20年10月定例会に提出されて以来、閉会中の継続審査となっております、議案第15号平成19年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定についてであります。本議案の審査にあたりましては、執行部に対し決算書等に基づき詳細な説明を求めるとともに必要な資料の提出を願いました。その上で、各会計の予算の執行が関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また各事業の目的がどの程度達成され、圏域住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかとの視点から慎重に審査を行いました。審査の過程におきまして、各委員から組合事業について意見、及び要望がございましたので、以下ご報告いたします。

まず、意見でございますが、一昨年のリサイクルプラザ機器修繕業務に係る偽計入札妨害事件を契機に入札制度の改善により、組合発注の工事等入札に対する透明性が期待できるものの、引き続き透明性のある入札執行を求める意見がございました。ま

た、エコスラグセンターの維持補修経費の問題についても、第三者機関において検証がなされ、維持補修費削減が見込まれるところではあります。さらに経費節減に努めるよう意見がございました。

次に要望でございますが、うなばら荘が保有しているマイクロバスの有効利用について、利用実態の詳細を検討し、維持管理経費の削減と、利用者拡大に努められるよう要望するものであります。このような審査の経過を踏まえ、議案第 15 号について、採決いたしましたところ、賛成多数をもって本議案を認定すべきものと決した次第であります。以上を持ちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（中村昌哲） これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○6 番（岡村英治） はい。議長。

○議長（中村昌哲） 6 番、岡村議員。

○6 番（岡村英治） はい。それでは、議案第 15 号、平成 19 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定について、認定することに反対する討論を行います。

事業を外部発注するにあたって、入札若しくは随意契約、いずれにしても、住民の税金を使っていくわけですから、その使い道は、適正に処理されている必要があります。当局から予定価格一件につき、500 万円以上の事業発注についての入札執行表などといった資料も提出していただきましたが、それらの資料を見て、特徴的だった点は、新規事業については、それ以下の落札金額になったら、いったん保留して調査するという調査基準価格、これはおよそ、予定価格の 80% となっている場合が多かったわけですが、その基準価格以下で落札しているといったケースがほとんどでしたが、それに対して従前からの継続事業の落札率は、依然として高止まりしているというのが実態です。また、工事に関する入札は予定価格が事後に公表されていますが、業務や物品購入に関する予定価格は非公表となっています。その非公表扱いになっている 6 件の業務について調べてみますと、いずれも前年度と同一の業者が受注している実態が明らかとなりました。以上、入札の実態を見ますと、はたしてこれで競争性、透明性が確保された入札結果だろうかと思わざるをえません。さらに驚いたことは、前年度までは入札で行われていた、不燃ごみ等選別及びクレーン操作業務が平成 19 年度からは入札抜きで随意契約に変えられていました。当局の説明では、地元との協定に基づくものとのことでしたが、環境問題など事業に伴う影響を一定水準に抑えるといった協定はあったとしても、地元との協定で受注業者が指定されるという発注など、他に例を見ないものではないでしょうか。こんなことが許されるならば、今後、もし仮に地元の有力者と業者が癒着してしまうようなことがあれば、業務の受注は業

者の意のまま、ということになってしまう恐れが生じるのではないのでしょうか。発注の透明性を確保するためにもこうしたやり方は繰り返すべきではありません。入札以外でもエコスラグセンターの維持補修費が運用開始から3年を経過し、メーカーが責任を持ってメンテナンスするというかし担保期間を過ぎたため、平成19年度から維持補修費が新たに2億5千万円もかかるようになりました。それだけ、西部広域を構成する各自治体の負担が増えること、ひいては住民負担が増えるわけですから、ここは、エコスラグセンターの根本的な見直しが求められていると言えるのではないのでしょうか。

以上の諸点を指摘して平成19年度決算認定に反対する討論といたします。

○議長（中村昌哲） 他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（中村昌哲） ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件については原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第5 議案第1号

○議長（中村昌哲） 次に日程第5、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第1号について、ご説明を申し上げます。議案第1号は平成20年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算の第3回補正について、お願いをするものでございまして、今回の補正は、中途退職1名と希望退職2名の増加による、退職手当の増額等によりまして、人件費の補正を措置いたしておりますほか、投資的経費では病院群輪番制病院設備整備事業におきまして、鳥取県の補助内示に伴い、3病院に対する補助金の新規計上を行い、起債等の特定財源を伴う事業につきまして、契約実績等により補正をいたしますとともに、物件費、維持補修費等その他の経費につきましても、年度内の執行状況等を勘案し、補正措置をいたしたものでございます。第1条歳入歳出予算の補正のうち、まず、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。第2款総務費につきましても、一般管理費で人事異動により総務課職員1名が欠員となったこと等によりまして、職員の人件費を減額いたしております。第3款、民生費の介護認定審査会費及び障害認

定審査会費につきましては、審査会開催回数の実績によりまして、審査会委員報酬を増減いたしております。第4款、衛生費のうち、第1項保健衛生費についてでございますが、まず保健衛生総務費では病院群輪番制病院設備整備事業におきまして、鳥取県より博愛病院、高島病院、及び鳥取県共済会境港総合病院の設備整備事業に対しまして、補助内示があり、それに係ります補助金を措置いたしております。火葬場費につきましては、施設の管理運転経費におきまして、委託料で随意契約先との値下げ交渉、及び入札実績によりまして減額をいたしております。第2項、清掃費の不燃物処理費についてでございますが、リサイクルプラザの管理運転経費におきまして、ごみ処理量の減少による使用電力量の減と、防はくボイラー等の燃料LPガスの平成20年度火気単価の値下がり見込によりまして光熱水費を減額いたしております。

最終処分費につきましては、最終処分場維持管理契約の見直しにかかります契約書案作成と業務委託料を措置いたしまして、平成21年度以降の最終処分場維持管理契約の締結に万全を期するものでございます。

溶融処理費につきましては、エコスラグセンターの管理運転経費で、平成21年度の当初予算に計上いたす予定としております、溶融設備補修経費につきましては、設備設置業者の見積り額から減額を図るため、その優先度、必要性、積算内容等の妥当性の判断に関しまして、技術的支援を受けるための業務委託料を措置いたしておりますほか、溶融炉補修工事、廃材処分業務委託料等におきまして、入札契約実績減に伴いまして、減額をいたしますが、平成20年度上期の溶融燃料用灯油単価の値上がり等電気料金単価及び燃料調整費の値上がりによりまして、需用費を増額いたすものでございます。

白浜浄化場処理費につきましては、浄化場職員の人件費を人事異動等により増額いたしておりますほか、施設の管理運転経費につきましては、機械設備補修工事の入札実績減によりまして、工事請負費を減額いたしております。

米子浄化場処理費につきましては、施設の管理運転経費で搬入量の減少による污泥焼却用燃料のA重油使用料、使用電力量、及び污泥脱水用高分子凝集剤使用料等の減少で需用費を減額しておりますほか、機械設備補修工事の入札実績減によりまして、工事請負費を減額いたしております。

第5款、消防費の常備消防費につきましては、消防職員の人件費で中途退職1名、希望退職2名の退職手当を措置いたしておりますほか、中途退職によります給料等の減額と時間外勤務手当の実績見込みによる減額、共済費の財源率の変更による増額につきまして、措置をいたしております。また、物件費等その他の経費におきましては、消防救急車両用燃料の平成20年度上期の単価の値上がりによる燃料費の増額と、新型インフルエンザの流行に対処するため患者搬送業務に従事する消防職員の感染防止用防護衣、マスク、手袋、ゴーグル等の資機材購入費を措置いたしております。

消防施設費につきましては、各消防署所の庁舎、設備、車両に係る修繕料をそれぞれ

れ実績見込により、増額いたしておりますほか、消防局司令室空調設備改修工事の入札実績減による工事請負費の減額を措置し、消防ポンプ自動車、高規格救急車、及び高度救命処置用資機材購入費の入札実績減を併せて措置いたしております。

第7款、公債費につきましては、前年度に起債いたしました消防債利子が確定したことに伴い組合債利子を減額いたしておりますほか、一時借入金におきましては、退職積立基金及び財政調整基金から一般会計へ、一時借入金として、繰り替え運用し、基金へ支払いました一時借入金利子につきましては、市場金利の低下にあわせまして、借り入れ利率を低下させたことに伴い一時借入金利子を減額いたしております。

以上歳出の主な内容について、ご説明を申し上げますが、これに対します、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

第1款、分担金、及び負担金につきましては、市町村負担金におきまして、歳出で常備消防費の退職手当の増額、溶融処理費の燃料費等の増額に対し、退職積立基金繰入金の増額、リサイクルプラザの再生用有価物売り払い収入の増額や、前年度繰越金の確定等、他の財源を充当いたしましたことで、減額補正いたしております。今回の市町村負担金の算定に当たりましては消防費基準財政需要額の本年度数値の確定と、し尿処理実績の前年度数値の確定によりまして、それぞれ該当費目の負担金の算定変えも併せて行っております。

また、輪番制整備費特別負担金では、病院群輪番制病院設備整備事業におきまして、鳥取県の補助内示があったことによりまして、補助対象病院所在市町村に対する負担金を計上いたしましたものでございます。

第2款、使用料及び手数料につきましては、リサイクルプラザにおける不燃物処理手数料と、消防の危険物手数料を実績見込により減額いたしております。

第3款、国庫支出金につきましては、消防ポンプ自動車等にかかります消防防災設備整備費補助金を実績見込により、減額いたしております。

第4款、県支出金につきましては、病院群輪番制病院小児救急医療支援事業費県補助金を実績見込により減額し、設備整備事業費県補助金を県補助内示により新規計上いたしましたものでございます。

第5款、財産収入につきましては、基金の運用利子収入を実績見込により措置いたしております。

第6款、繰入金につきましては、中途退職1名分及び希望退職2名分の退職手当に充当するため新たに財源措置いたすものでございます。

第7款、繰越金につきましては、前年度決算に基づく確定額を計上いたしましたものでございます。

第8款、諸収入の雑入につきましては、リサイクルプラザにおける再生用有価物売り払い収入を実績見込により増額いたしますとともに、災害共済金等その他の雑入につきましても実績見込により、それぞれ増額いたしております。

第9款、組合債につきましては、消防施設整備事業に対する起債額を事業費の確定に基づき減額措置いたしております。

以上、歳入の主な内容について、ご説明を申し上げます。その結果、今回の補正予算におきましては、歳入、歳出それぞれ7千995万円を増額し、補正後の予算額を58億9千627万3千円といたしております。

次に第2条、地方債の補正につきましては消防施設整備事業に対します起債の限度額をそれぞれの事業費にあわせ変更いたしております。よろしくご審議をいただきご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

第4款、衛生費で申し上げたところでですね、病院の名前を鳥取県済生会境港総合病院と申し上げるところを鳥取県共済会と申し上げたようでございますので、訂正方よろしくお願いいたします。

**○議長**（中村昌哲） これより、質疑に入ります。

**○議長**（中村昌哲） 別のないものとみとめ、

**○7番**（中本実夫） はい、議長。

**○議長**（中村昌哲） えっと、7番、中本議員。

**○7番**（中本実夫） 20年度一般会計補正予算、補正第3回の概要という資料の中から、えー、6ページ、えー、本員は、2目の最終処分費の中で、公用車事故による修繕料の実績の増と、26万9千円と大体この種の問題はですね、どういう事故があつて、どのような、えー、ことが起こったか。それによって、処理はどうしたと、いうことが巻頭で報告なり、議案なりだすべきだと思うんですよね。今、えー、管理者の、えー、議案説明の中に、そのことが触れられていないし、この内容がいかげなものであったのか、説明を求めます。

**○議長**（中村昌哲） 足立総務課長。

**○総務課長**（足立信二） この事故の件に関しましては、10月の専決処分で報告しております。えー、これは、10月の定例議会で事後報告しております。専決処分です。ご了承願います。

**○議長**（中村昌哲） 7番、中本議員。

**○7番**（中本実夫） 一応、理解いたしました。えー、次に、あの、最終処分費のことについてでありますけれども、この、溶融施設の、あの、建設時にあつてですね、境港、日吉津村、旧大山町、西伯町等ですね、汚泥残渣とかですね、それから、えー、不燃物残渣とか、焼却残渣だとか、そういったものを入れるようになったことで設計して、そして工場ができたものであります。えー、米子市が入らんようになった、それから、えー、西伯町、それから大山町も入らんようになった、そのことによってですね、えー、これがホームページに、こう、出ておりますがね、なぜ、この西部広域のね、こういった補正予算等にですね、そういった影響がでてくるという、

どういうことで、これは、なったのか、そして、えー、入れられないようになった、米子市が入れないということは、えー、管理者である野坂米子市長、それは、米子市としては安くなるから、単に委託をしたと、境港さんも委託したと、そして、それによって、えー、他の町村も委託をしたということになると、この西部広域の経理というものはどうなるのか、と、それは、結局、2面の顔があるわけですよ、市長と西部広域の管理者と。西部広域の運営というものは、そのことによって、この施設を計画どおりに稼働が、稼働はしても、搬入がないということは、どのようにとらえておりますか。その点をちょっと説明お願いしたい。

**○議長**（中村昌哲） 角副管理者。

**○副管理者**（角 博明） えーと、あの、ご質問の、ま、エコスラグセンター、これの、あの、建設、えっと、構想ですね。平成 13 年の、ま、1 月に計画というのが立っとなります。その中で、えー、今後の搬入量をですね、おのおの、内容ごとに、えー、搬入量の推計というものが、ま、なされております。で、あの、申し上げるまでもなく、そのメインは、あの、不燃物の残渣、あー、それと、各施設での、可燃物の焼却残渣、いわゆる焼却の灰ですね、灰です。それと、農業集落排水の処理内容分と、後、今、特にご指摘がありました公共下水道の汚泥の焼却残渣と、それと細かく言いますとペットボトルの搬入、いうのが、将来推計ということが計画されております。で、おのおの、ま、じゃあ、現時点でどういうふうになつとるのかということになりますと、おのおの、大幅に、えー、5 割から 55% の割合で計画数量と背離を生じてきております。で、特に、あの、これ、ま、いろんな要因があると思いますけども、一つは、あの、環境問題に関わりまして、ま、あの、ごみの減量化、そういうことにともないまして、えー、焼却灰なり、不燃物残渣も、ま、まあそうでありますけども、公共下水道の汚泥の残渣も当時の計画推量の約 55% 程度で推移してきております。という、ま、あの、そういう背離を生じてきております。ということで当時、ま、あの、不燃残渣と、あと焼却灰と大きく分けまして、ま、50 対 50 の混合運転が、ま、これがベターであろうということから、大きくかけ離れてきておると、いうこの原因に、ま、なっております。で、えー、その中で、当時ですね、あの、ま、エコスラグセンターに搬入を計画をしておった、ま、この下水道の汚泥の焼却灰、ま、これの、あの、各構成団体、ま、いろんな経緯がありまして、ま、同一措置はとっていなかったわけではありますけども、計画時点では、一応のま、あの搬入の予定数量、例えばあります。その中で、一部の、ま、自治体におきましては、ま、あの、当時は搬入をしておったという実績もございます。で、これは、一部といいますのは、ま、米子市がメインでございますけども、ま、それも、平成 19 年の 1 月から民間の方に方向転換したということで下水分のあの、汚泥焼却残渣が激減したというのが大きな問題点といいますか、エコスラグにとっても問題点ということ、また、あの、他の自治体におかれましては、ま、スタート時点からは入れるということではありません。ま、

いろいろな経過がありまして、将来ですね、あの、新焼却施設との、ま、兼ね合いで、あの、今後、エコスラグに搬入するのは、それを踏まえてからであるというようなタイミングをとられた構成市町村もあります。したがって、まあ、実態的に、まあ、それがまあ、現在、あの、エコスラグセンターの円滑な、ま、稼動に大きな支障をきたしておるといのが、ま、ご指摘のとおりであると、認識しております、我々も、ま、執行部として苦慮はしておりますけども、あのまあ、これをま、今後、小手先でですね、どうこうするというのではなくしてですね、あの、ま、時代の流れが、えー、廃棄物というものは、燃やして埋めるというような時代からですね、これは、あの、資源の有効化といいますか、あの資源化といいますか、そういう方向に技術革新もなされておりますし、ま、そういう時代のところであろうかという気もしておりますので、先を見据えてですね、もう抜本的な対応を協議する必要があるというふうに痛感をしておる次第でございます。

**○議長**（中村昌哲） 中本議員。

**○7番**（中本実夫） 当初、農業集落排水の汚泥残渣がですね、この計画にあったのか、無かったのか。いうことは、本員も定かではないけれども、それにしてもですね、このホームページにでております、えー、境港市さんなんかは、市の汚泥残渣もですね、入れるということになっておって、計画にあったと。先ほど申し上げました、境港市、日吉津村、旧大山町、旧西伯町、そういったところもですね、全て入れるということであったものですね、入ってない。現在まで、境港市さんにいたっては、市の汚泥残渣が入っていないということのようであります。そうすると、当初から、このエコスラグセンターの計画、そのものが杜撰であったか。それをですね、あたかも米子市の下水道部が入れだいたら悪いんだというように、西部広域の方からですね、米子市の下水道部に対して、実は、クレームがついたということでもあります。このことは、管理者が米子市長であります。米子市の下水道部が勝手に単独で入れたかということではない。これは、えー、市長である管理者の野坂市長がですね、やはり、それも承認して、安くあがるからということで、米子市議会も承認して、そして、セメントの材料として現在にいたる。いち職員間同士でそれが、そういうことが行われるということは、どういう意図なのか、そのへんがですね、この経営に関することでもありますから、そういう点を明解に説明願いたい。

**○議長**（中村昌哲） 中村管理者。

**○副管理者**（中村勝治） えー、境港市の公共下水道の汚泥の処分のことについて、えー、触れられましたので、誤解があるといけませんので、私の方から若干お話しをさせていただきたいと思っております。えー、鳥取県西部の公共下水道の汚泥を、いかに効率的に処理しようかということで、各市町村の下水道担当部門が協議会を作って、いろいろ議論をされました。その中で、確かにおっしゃるように、境港も公共下水道の汚泥をエコスラグセンターで焼却をしようという計画になったわけでもあります。ただ、

この、汚泥をですね、焼却して灰にしなきゃ、エコスラグセンターに持っていけないわけですし、当初の考え方では、米子で焼いていただいて、それをエコスラグセンターがオープンする平成 16 年度には持っていくという計画になっておったわけですが、平成 13 年 1 月時点で米子市の施設では、境港市のごみには対応できない、焼けないということでありまして、その時点から、境港市は焼く術がありませんから、自己処分しておった。埋立をしたり、あるいは民間の施設で処理をしたりして、最終的には今おっしゃったようなセメントの材料にするような手配を、こういったものをしてきたわけでありまして、ま、境港市が灰を入れられないからエコスラグセンターの運転に支障がでてきたということでは、必ずしもないわけでありまして。平成 13 年 1 月時点から自己、境港の場合は、仕方がないので自己処理をしようと、そういうことでスタートしておるものがございますので、その点は一つご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**○議長**（中村昌哲） 坂本副管理者。

**○副管理者**（坂本昭文） 南部町長でございます。えー、旧西伯町の町長をしておりましたので、若干この間の経過について私の方からも申し述べておきたいと思っております。えー、実はあの、旧西伯町と大山町と日吉津村は、えー、この下水道汚泥の共同事務を行っております、処理についてですね、コンポスト化を図るということで、旧西伯町内に施設の建設をいたしております。これは、あの、いわゆる、農業集落排水、それから、公共下水、あー、ミックス型ということで認可もいただいて施設の稼働をしておるということでありまして。で、この施設が一方であるわけでありまして、コンポストするのにですね、また、こちらで、その、エコスラグセンターで焼却をするというようなことは、これは、二重の投資ということになって、私どもずいぶん悩んだわけがございます。しかし、万一ですね、あの、コンポスト施設が稼働、故障などで稼働しなくなったときには、これはあの、エコスラグセンターにお世話にならざるをえんと、というような、ま、ことがございまして、議会でもいろいろ議論があったわけですが、そういう事情を説明いたしまして、ま、保険として、保険としてかけておこうと、仲間入りさしておいていただこうと、ということで仲間入りをさせていただいております。従いまして、幸いにしてコンポスト施設が順調に稼働しておりますので、えー、エコスラグセンターを利用させていただいておらないと、いう状況でございます。それと、全体の中からいけば、非常にささやかな量でございまして、特に大山町あたりは、一部、一部をコンポスト施設に持ってくるということですから、大半は、ま、コンポスト施設では無くてですね、エコスラグセンターの方で処理をするという、こういう、ま、事情もありましてですね、3 町でやっているといっても、それぞれの町の事情は違いますけれども、旧西伯町はそういう事情で、進めて参りましたので、エコスラグセンターに利用していない、しかし、メンバーにはさせていただいておるといってございまして。ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（中村昌哲） 答弁はない。はい、角副管理者。

○副管理者（角 博明） ま、あの、当初エコスラグセンターに搬入しておりました米子市の、ま、公共下水の、ま、汚泥の焼却灰でございますけども、当時は、あの、米子市と他の2町さん、2町さんといいますのは、当時でいえば、あの、現在の伯耆町さん、また、旧名和町さん、中山町さんでございますけども、ま、あの、これのあの米子市の内浜処理場の焼却施設で焼却をしておりまして、それもエコスラグセンターに搬入しておった。いうことでございますけども、あの、この、米子市の処理場の焼却炉の老朽化、それに、ま、あの、財政難ということで、大規模な、あの改造というのがなかなか困難であるということが発生をいたしまして、平成19年の1月にその方法を民間にお願いすると、というような、あの、処理の方法を変更したという経過でございます。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） まあ、あの、境港の市長さん、南部町の町長さん、ありがとうございました。本員がなぜ、この質問をしたか、ということはですね、やはりこのエコスラグセンターの設置にあたるね、建設にあたって、えー、各市町村がね、皆さん合意された。そして、県を通じて、国に対して補助申請もしたと、そういうことでされたと思うんですね。そうすると、それに搬入がされていない、利用がされていない、ということになると、起債を受けた、公債を払っていく、公債費を払って、ね、返済していかないけん。な、そうしたときに国は、この施設が地域住民のために有効に活用されるものとして、許可されたと思うんですね。それが、まあ、南部町の町長さんの言うように、結局、コンポストにするために、もし故障したときに、ま、保険のつもり、ということで。それは理解できます。保険のつもり。しかし、この施設が利用されないということは、国は無駄なものに補助金を出したということになると思うんですけどね、そのあたりの整合性がどうかと。さらに、加えて、これをホームページに載せずに内々で、そういったことをどうしたらいいのか、という抜本的な改正に向かって進まれておられるなら、私は今日の質問はしてなかったと思うんです。ホームページに堂々とでますと、会計検査等あったときには、おかしいではないかと、ということが指摘されると思うんです。いかがでしょう。その点についてお聞きしたい。

○議長（中村昌哲） 角副管理者。

○副管理者（角 博明） えっと、あの、ご指摘の件につきましては、えー、ま、あの、平成19年の1月にですね、米子市他2町がですね、エコスラグに投入することをやめまして、民間にまあ、お願いを、という時点からですね、あの、ま、内部でその、公共下水の、汚泥の、まあ、処理の検討委員会でまあ、議論をされた経緯が、（経緯）を確認しておりますと、その当時もですね、国費の返還につながるという可能性が懸念されるというような、記述も確認を、ま、しておりまして、当時のあの、担当、ま、これは米子市の下水道部が集約をして、ま、おったわけでありまして、ま、そう

というような問題点もあるということ、ま、ま、認識しておったと、いうふうに思われます。えー、ただそれを、どれだけあの、国費返還につながるかどうかということにつきましては、まあ、いろんな、まあ、要因がありますので、えー、ただちにつながるというふうには、まあ判断していなかったように、当時ですね、思われます。で、これは、あの、昨年12月にですね、あの、これは、あの、米子市の公共下水道事業、その、特別会計が、これは毎年、ほぼ毎年、ま、あるわけでございますけども、会計検査、ま、補助事業につきましては、ま、対象となって、ま、受検をしております、で、平成20年度につきましても、昨年末に、まあ、ございました。で、ご指摘の件も再度、あの会計検査の方で問題視をしておられます。えー、ま、これだけではございませんけども、他の項目も多々あるわけですけども、ま、それが、まだ、あの、引き続いて、あの実施検査がですね、おりますので、我々も、あの、ま、事務的な、ま、対応ていうものが、まあ、今、継続してございまして、おるわけでありまして、ま、まだ続くと、検査がですね。という状況でございますので、ま、これは、あの会計検査の方向性、あの、指摘の内容ちゅうものを、また、これからでてくるわけでありまして、えー、それを十分それを見てから、我々として、いかなる対応ができるかどうかということ、ま、慎重に、ま、検討していきたいと思っております。

**○7番**（中本実夫） 議長。

**○議長**（中村昌哲） あの質疑は2回までだと思いますけども。特別に

**○7番**（中本実夫） もう一回、議事進行でお願いします。あの、今、副管理者が答弁されたんですけどもね、会計検査に指摘があって返済の額とか、うんぬんとか、そこまではまだ、という話でございますが、さらに西部広域の事務局から米子市の下水道部の方にですね、米子市がこれに搬入しないからですね、うんぬんというようなことがですね、小言がましくでておると。それから、この施設の建設、計画、設計、施工、完成にあたってですね、施設の内容について、メーカーの方に対して、書類の改ざんをと、というような電話もされているようなことも伝わってきておりますが、なぜ、そのようなことが、この後に及んで起こるのか、おかしいではないか。どういう意図があったのか、そのへんもあわせて説明をお願いしておきたいと思っております。まあ、この件はですね、本日1日限りでは済まないと思っておりますので、まあ、明解に、えー、納得できる答弁があれば終わりにしたいと思いますけども、ま、きちんとならなければ、発言回数も制限があるようですので、今回で終わりますけれども、一応、下水道の職員に対して、同じ管理者である米子市長の部下に対して、西部広域の事務局の方から、一応クレームがついたと、そして、メーカーの方に書類の改ざんを申し入れたと、そのことの説明をお願いをして、わたしの質問を終わります。

**○議長**（中村昌哲） 角副管理者。

**○副管理者**（角 博明） あの、お尋ねの、米子市の下水道部の担当職員に対して、西部広域の事務局の方から、そういう問題であるというような、まあ、あの、意見な

り、意見表明なり、指示なり、ということ。それと、それに併せまして、メーカーに、その、文書の改ざんという件につきましては、私はもちろん、確認も承知もしておりませんので、えー、答弁できるとすれば、事務局の方から答えさせたいと思います。

○議長（中村昌哲） 内田事務局長。

○事務局長（内田俊男） えー、あの、広域のま、エコスラグセンターに灰が足りない、ということは、ま、事実でございます。えー、エコスラグセンターに灰が入って、入らない、入らなくなるということはエコスラグにとっては、あの、溶融処理が滞るといことになりますので、灰が入らないということは、非常に困るといことであるといことでございます。それからメーカーに対しまして、書類の訂正なり改ざんとか、いことを言われましたですけども、いことは私の方は、承知しておりません。以上でございます。

○7番（中本実夫） 議事進行。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） 今、事務局長は重大な発言をされました。いち事務局長がですね、管理者の許可なしにですね、経営運営にすることをですね、勝手に米子市下水道部に出向いて、そうして、搬入してないこと、い言葉ですね、不都合であるいことを言っておられてですね、いことをしゃーしゃーと言っておられますが、管理者はご存知だったろうか。それからメーカーの方からはですね、直接電話がきとるんですよ。電話回線を調べればわかるんですよ。ここは神聖なる議場ですよ。あつたことを事実として、ね、是は是、非は非で認めて、そうして理解を求めると。陳謝をなさいとはいいませんよ、理解を求めるといことは大切じゃないですか。それをね、知らぬ存ぜぬでは終わりませんよ。これは、本日はこれをもって質問を終わりますから、後日、きちんとした、あの、答えを出すように努力願います。この件については終わります。

（「暫時休憩で協議。」という声あり）

○議長（中村昌哲） あの終わりました。

（「ちょっといいですか」という声あり。）

○議長（中村昌哲） はい。

○11番（鹿島 功） 休憩ということで、休憩。

○議長（中村昌哲） 休憩の理由は。

○11番（鹿島 功） ちょっと休憩お願いしたいんですけども。

○議長（中村昌哲） はい。わかりました。休憩。

○11番（鹿島 功） な、休憩ちゅうことで。いろいろ話しをありましたですけども、重案は分かりますけども、あの神聖なるこの議会でございますし、ベテラン議長さんではありますけども、あんまりにも、2回という通告をですね、されるいことになると全体のいことにもかかってきますし、やはりルールとしてはルールとして守って

いただいた運営をお願いしたいと思います。終わります。

○7番（中本実夫） 議長。議事進行。

○議長（中村昌哲） 中本議員。

○7番（中本実夫） あの、通告無しで2回の発言通告でありますから、議事進行でお願いしますと断っておりますから。その点を誤解のないように。

○11番（鹿島 功） あの、議事進行のルールというものも、まんだ確立しておりませんので、これは、まあ、新しい町、あの合併されました議会ですので、まだそのルールも踏襲しておるかどうかわかりませんのでね。そういうものも含めて今後の課題としてお願いしたいと思います。

○議長（中村昌哲） 中本議員、議事進行というのは、答弁が洩れたり、そういったときにするもので、議事進行で新しい質疑はだいたい、原則的には無理です。2回の通告、2回の質疑ということは、謳っております。

○7番（中本実夫） いろいろ運用の仕方がありまして。だから、通告がないときには、通告者が終わってからするのが、あの、えー、地方自治法会議規則でも発言を制止することはできません。

○議長（中村昌哲） 一応、発言は制止しておりませんので。

○7番（中本実夫） 制止してないからいいです。議長は、よくできています。

（笑い声あり）

○議長（中村昌哲） 別にあの、暫時休憩はいりませんでしょ。

えっと、他に質疑はございませんか。

○10番（橋井満義） はい。

○議長（中村昌哲） はい、橋井議員。

○10番（橋井満義） 10番、橋井でございます。まあ、先程来、大変熱の入った質疑があったわけですが、それからしますと、私の質問は、大変稚拙のような気がしておりますが、一つ、ご了解いただきたいと思います。まず、あの、予算書、ま、予算書で言った方がいいんでしょうか。ちょっと4点ほど、えー、質問といいますか、ご説明を伺いたいということがございまして。えー、この、予算書の13ページ、14ページ関係なんですありますが、特に今回この13ページのですね、まああの、えーと、この委託料の部分でですね、契約書等の作成の云々ということがあります。それから、14ページの溶融炉の維持補修査定技術支援の云々ということで、これまで、おおむね、まあ、えー、400万弱になるわけですが、えー、補正がされとるということで、これについては、えー、今までも、あの、これらの関係のところの、えー、経費を削減するために、工夫を凝らして検討しなくちゃいけないということで理解をしておるつもりでございます。それでまあ、口数、えー、片方の場合には、口数は大変多い口数になっておるようでございまして、それらの口数関係とですね、その概略の内容をですね、ご説明願いたいと、それと溶融処理の部分につきましては、どういっ

た会社にどういうふうな形で、これを委託されておるのか、ということをお伺いしたいというふうに思います。えーと、それから、全体的な、あの、今回は、あの、工事請負費が相当額減額補正されておるということで、これらは説明の中ではですね、まあ、入札実績に伴う、まあ、減額であるというふうに理解をしております。おおむね、これらが大体、今日、ざっと計算しますと、おおむね1千万弱、900何某万あるわけでございます。えー、それらですね、基本的な、やはり、管理者としてですね、これらの工事費を入札にかけて減額が生じた場合のですね、こういったお金の使い方に対するお考えの、考え方、というものを、えー、指針と言いますか、見解をお伺いしたいなど、例えば、これをもう、種類別の会費があまったから、これをべつのもんに使うとか云々とかではなくてですね、入札にかけてこれだけ減額をしたんだから、これだけの、また、有効な活用を自分は考えているとかですね、そういった見解をお持ちであれば、その部分をお伺いしたいなというふうに思っております。それから、これも基本的なことかも知れませんが、えー、人件費の中で、えー、時間外勤務がおおかた1千万、これもあまるということでありまして、えー、特に昨今、まあ、こういった、あの、不況の中でですね、さまざまな場面が生じてくるわけではあります。今回、減額にいたった詳細の細かな部分は結構でございますので、えー、今回の、こういったあの、時間外勤務の、そのま、実績累計ではあると思いますが、こういった時間外が減ってきた背景といいますか、所見はどのようにお考えなのかということをお伺いしたいというふうに思っております。以上、4点になりますか、3点ですか、というふうによりしくお願いいたします。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。

○議長（中村昌哲） 伊澤環境資源課長。

○環境資源課長（伊澤壽高） はい。えー、あの、最初の二つの質問に対して、お答えいたします。まず、あの、最初、あの、最終処分費の最終処分場維持管理契約見直し云々のこと、言っとられると思いますけども、これは、あの、広域と、えーと、最終処分場の所有者であります、環境プラントとの契約が、えーと、平成20年度で切れます。これは、えーと、平成5年から15年間結んだ契約なんですけども、21年度からは、新たな契約書、新たな維持管理費等になります。この件につきまして、えー、廃棄物の専門コンサルタントに、あの、積算とか、あの契約書（案）の作成を委託したものでございます。それから、あの、二つ目ですが、溶融処理費維持管理、維持補修費削減技術支援業務ですが、これはエコスラグセンターの補修工事というのは、あの、非常に、あの、専門的な知識がいります。で、来年度の当初予算の見積りにユニチカから見積書がきておりますけども、その、優先順序等を、あの、決めるのに、あの、コンサルは、あの、福岡クリーンエナジーという会社ですけども、これは、あの、九州電力と、福岡市の第3セクターの会社でございます。あの、ここで、21年度の補修工事の内容につきまして、優先順序の設定、それから、エコスラグセンター

の内部を点検して、優先順序を決めると、それから、あの、設計図書の、あの、指導を、その、いただくと、いうことの委託料でございます。以上でございます。

（「じゃ。」という声あり。）

○議長（中村昌哲） 足立総務課長。

○総務課長（足立信二） えー、まず1点目のご指摘の、入札の執行残の、えー、使い道ということでございますが、あの、基本的には、当組合では、だいたい、8割以上市町村負担金でまかなっておりますので、あの、入札残等、出た経費につきましては、市町村負担金の減額、いうかっこのつながろうかと思っております。それから、先程の時間外のご指摘の件でございますが、えー、今回の時間外の削減、大部分、常備消防費でございます。えー、これは、あの、年間の、えー、大規模火災、並びに災害を想定した部分がございます。えー、これが、えー、あらかた四半期以上、1年間が過ぎましたものですから、今後の実績と相殺いたしまして減額した次第でございます。以上でございます。

○議長（中村昌哲） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（中村昌哲） 別にないものと認め、討論を終結いたします

これより、本件を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により、採決いたしたいと思えます。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（中村昌哲） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村昌哲） 以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成21年・・・

○7番（中本実夫） 議長。

○議長（中村昌哲） はい。中本議員。

○7番（中本実夫） 議事以外で発言を求めます。

○議長（中村昌哲） え。議事以外。議事以外。

○7番（中本実夫） あの議事以外。西部広域に関すること。

○議長（中村昌哲） はい。

○7番（中本実夫） えー、本員はですね、去る、昨年11月7日に例月の、あの、

審査をいたしまして、そのときに、事務局に対してですね、えー、事件が、事案が2つ、事件がございましたので、指摘をしておきましたが、えー、本日まで、何ら回答がございません。まず、その1点目がですね、平成18年6月から平成20年3月まで、約3カ年、2年9ヶ月間にわたってですね、セクハラ事件が起こっております。このことをですね、承知しておるか、ということを事務局に問い合わせましたら、承知しておりますと。いうことでありましたが、これは由々しき、あのセクハラというのは、重大事件です。そのことをね、何ら本日までね、回答がございません。ですから、この際ですね、本日だけでなく、ま、本日でできればなおさらのことですが、きちっとした、あの、えー、対応と、それから、えー、処理の方法と、このことを求めたいと思います。それから、2点目。えー、西部広域で行いました、えー、ほうき星をさがせということの、えー、事業の経理について、いろんな、あの、イベントをやられました。そして、Tシャツ等をですね、一応、あの、購入して、そして販売をしておると、そういった、えー、財布がですね、どのように使われておるのかと、このことも例月監査で私一人ではありません、えー、八幡監査委員と二人で共同で提案いたしました。にも関わらずなんの回答もございません。このことをですね、やはり明確にさせていただきたいということでございます。以上でございます。

**○議長**（中村昌哲） 今、回答できます。

角副管理者。

**○副管理者**（角 博明） あの、今、ご指摘を受けました2点につきまして、ま、あの、重々、承知は、まあ、しております。で、ま、あの、ま、組合の方で、ま、あの、偽計入札という大きな問題、また、あの、それ以外の問題も多々、ま、あの、財務会計処理が、あの、いう点で問題があるんじゃないかということ、踏まえまして、今、ご指摘の、あの、ほうき星をさがせという、ま、あの、イベント事業。これも含めましてですね、今、全般的な、あの、組合の財務会計の事務執行についての内部調査を、あの、実施して、ま、おります。で、当然、言うまでもなく、ま、あの、今後、ま、厳格な事務処理、ま、する必要があります。そういうことで、あの、今の、あの、人権問題も、ま、あの、ま、ご指摘も受けておりますので、これは、今、あの、調査結果をまとめましてですね、えー、極力、ま、あの、報告していきたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

**○7番**（中本実夫） 議長。

**○議長**（中村昌哲） 中本議員。

**○7番**（中本実夫） 今の、あの、人権問題もありますから、あえて名前は申し上げませんが、本人にも、私は会いました。事情聴取しました。そうしましたら、今年はええだか、とかね。そうして、その後、全く人権無視の態度で、出会っても、そっぽ向かれると、ほんとに勤めづらいと、同じ職場でありながら、ものも言ってもらえんと、ほんとにもう悲しいと。断りしたら、こらえてやあかと、こらえてごすかと、本

人から断りもなんにもないと、18年6月、20年3月までですから、2年9ヶ月の間に、そういったセクハラ行為がですね、今の世代にですね、いろんな事件があったからそれで無視で、それでいいというものでしょうか。人によっては、暴きたてる、人によっては、抑える。人によっては、関係なしに。やはり、この、日本社会の思想の中において、セクハラというものを人権に対するこの問題は慎重に取り扱っていただきたいと、これが願いであります。そうして、こういった種のもは、公務員たるものが、そういったセクハラ行為をして、それで、しゃーしゃーといいものか。そういったことがですね、11月7日に、もう一人の監査委員さんと二人で相談して、そうして、提言をいたしました。そして、事務当局は、承知しております。事実ありましたと言いながら、何の回答もない。ですから、私は、この議場で、西部全体でこれは議論すべき問題と、いうので、これを提言し、提案いたしておきます。以上で終わります。

### 【 閉 会 】

○議長（中村昌哲） 以上で、平成21年第1回鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時15分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員